

この助成金制度は、低濃度PCB 廃棄物の処理を促進するため、中小企業者等を対象に分析費用、収集運搬・処理費用の一部を補助するものです。対象となる事業者は、主に以下のカテゴリーに分類されます。

助成対象となる事業者の詳細

① 中小企業者

会社の形態(株式会社、有限会社、合同会社など)または個人事業主で、以下の要件を満たす場合に助成の対象となります。

◇ 会社の場合

資本金の額または出資の総額、もしくは常時使用する従業員数のいずれかが、下表の基準を満たす必要があります。

主たる業種	資本金または出資の総額	常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑥ 旅館業	5,000万円以下	200人以下

【注意点】

- ・大企業(中小企業者以外の会社)が株式の半数以上を所有している「みなし大企業」は対象外となります。
- ・主たる業種は、直近の決算書で最も売上高が大きい企業部門によって判断されます。

◇ 個人事業主の場合

上記の表の「常時使用する従業員数」の基準を満たす必要があります。

② 中小企業団体等

以下のような団体も助成の対象となります。

- ・事業協同組合、企業組合、協同組合連合会、商工組合など
- ・農業協同組合や漁業協同組合など、特別法により設立された組合

③ その他の法人(会社、中小企業団体等を除く)

医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人などが対象となり得ます。これらの法人は、設立の根拠となる法律によりサービス業に該当するとみなされるため、常時使用する従業員が100人以下の場合に対象となります。

④ 個人

以下のような個人の方も対象となる場合があります。

- ・事業を廃止または解散した事業者からPCB廃棄物を引き継いで保管している個人
- ・何らかの理由でPCB廃棄物を保管することになった個人
- ・破産者(破産管財人)

ご自身の事業が対象になるかどうかの詳細な確認や、申請に関するご相談は、カタログに記載されているオオノ開発株式会社の連絡先やウェブサイトをご参照ください。

【重要事項】

- ・申請受付期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・処理期限：低濃度PCB 廃棄物は、令和9年3月31日までに処理を完了する必要があります。
- ・助成金には予算の限りがあり、期間内であっても受付が終了する場合がありますので、早期の対応が推奨されます。

オオノ開発で処理可能な品目



絶縁油等
汚染廃油処理



トランス



コンデンサ



ブッシング



OFケーブル



汚染物入り
ドラム缶



空ドラム缶

その他の品目も分析、提案から対応可能です